

日本学術会議
安全保障と学術に関する検討委員会
(第23期・第1回)

平成28年6月24日

日 時：平成 28 年 6 月 24 日（金） 17：00～19：00

場 所：日本学術会議 6 階 6-C(1)(2)(3)会議室

出 席 者：杉田委員長、大政副委員長、小松幹事、佐藤幹事、井野瀬委員、小森
田委員、山極委員、大西委員、岡委員、土井委員、花木委員、小林委
員、安浦委員（ビデオ会議） （13 名）

欠 席 者：向井委員、森委員 （2 名）

事 務 局：駒形事務局長、竹井次長、小林企画課長、井上参事官、石井参事官
他

配布資料：資料 1 委員名簿

資料 2 設置提案書及び設置要綱

午後 5時02分 開会

○駒形事務局長 それでは、定刻を過ぎておりますので、安全保障と学術に関する検討委員会を開催いたします。

委員の互選により委員長が選出されるまでの議事は、私は日本学術会議事務局長の駒形でございますが、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、多くの報道関係者や傍聴の方が来られておりますが、映像等の頭撮りは議題2の委員長の選出、副委員長・幹事の指名と承認までとさせていただきます。なお、報道関係者や傍聴の方におかれましては、会議中は進行の妨げにならないよう静粛にお願いいたします。なお、傍聴に関しましては、事務局の指示に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、定足数の確認でございます。委員は15名となっております。15名のうち、現時点でビデオ会議参加の安浦先生を含めて、13名の委員の方々に御出席いただいております。定足数を満たしていることをご報告いたします。

配付資料は、お手元の議事次第の配付資料に書いてあるとおりです。なお、委員には報道等の資料を参考として机上に配付させていただいております。資料が足りない方は、事務局へお申し付けください。

最初に議題1、本委員会設置の経緯、位置づけについて、提案者である大西会長より御説明いただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。

○大西会長 どうも皆さん、御苦労さまです。今日は第1回目ということではありますが、学術会議のカテゴリーでは、課題別委員会というふうに言いますけれども、この課題別委員会は、幹事会でその都度設置を決めて委員の決定も行って、こうして最初は会長が招集して1回目の会合を行うということになっております。

この安全保障と学術に関する検討委員会については、直接的にはこの4月の総会で比較的長い時間をとって意見交換が行われました。その中で、専門の委員会をつくって検討するべきテーマではないかという御意見が出て、それに対して特に異論が出なかったということもありまして、課題別委員会の設置という運びになりました。

ただ、4月の総会での議論が初めてではなくて、学術会議としては去年の10月の総会でもこのテーマが取り上げられて、そのときは幹事会で検討するようという御意見があったので、それ以降、幹事会で合計3回にわたって検討をいたしました。その中では、幹事会のメンバーの相互の議論と、それから、後でちょっと触れますけれども、直接的にはこれは防衛装備庁の

安全保障に関する競争的資金に関連して起こった議論という面もありますので、防衛装備庁の担当の方、それから文部科学省、あるいはこのテーマに関連する研究者の方をお招きして意見交換を行いました。正確には、幹事会懇談会ということで議論したということであり、そうした議論を踏まえて、先ほど申し上げた4月の総会での議論につながったということでもあります。したがって、学術会議としては10月から既に9カ月ぐらいにわたって、この問題について様々な格好で議論を重ねてきました。

先ほどもちょっと触れましたけれども、直接的には防衛装備庁が安全保障技術研究推進制度というものを昨年度から始めています。これに関連して、大学での対応というのが分かっていると新聞等でも報道されています。学術会議は行動規範というものを出しております、2013年に行動規範の改訂版というものを出したわけですが、この中にも直接、安全保障という用語は出てきません。デュアル・ユースという用語はあるのですけれども。それで学術会議としては、例えば行動規範という観点から、こういう問題をどう捉えるのかということも含めて議論する必要があるのではないかという問題意識を会長として持ったということでもあります。

お手元の資料2が、幹事会でのこの委員会の設置提案書であります。今申し上げたようなことを、少し表現は違いますが、それが課題内容(1)の課題の概要というようなところに書いてあります。その下の方に①から⑤ということで、この問題を検討する背景なり、議論のポイントにつながるようなことが箇条書きしてあります。

学術会議は更にさかのぼると1950年と67年に軍事目的のための科学研究は行わないという声明を出しているわけであり、この声明、私は個人的にはこれを堅持するということをお願いしていますが、その後いろいろな日本国内における条件変化というものもあるので、現段階でこうした声明、考え方をどう捉えるのかというのは、当然ながら論点の1つであります。

それから、軍事的利用と民生的利用、あるいはデュアル・ユースという問題、これがもう一つの論点かと思えます。実はデュアル・ユースについては、学術会議の定義は簡単に言うと善用と悪用、科学技術の成果を正しく利用するのか、悪用するのかというふうな分け方になっておりまして、社会ではここに書いてある軍事的、民生的利用という分け方も結構行われているということですが、学術会議の分け方とは少し違う。さらに、国際的にはもっと多様なデュアル・ユースの、そのデュアルとは何かということをめぐる、ある種の定義づけが行われておりまして、デュアル・ユースについては何と何のデュアルなのかということをめぐる整理が必要だということを感じています。

それから、仮に一定の安全保障にかかわる研究が行われるとして、それが公開性・透明性と

どうかかわるのか、あるいは研究資金の導入がそういうテーマで行われた場合に、学術研究全般にどのような影響を与えるのか、あるいは研究の適切性の判断というのは個々の科学者、これは行動規範というのが科学者に対する行動規範であります、研究機関も一定の判断をすることなので、科学者と研究機関の判断のそれぞれの観点なり役割、そういうことについても論点になるのかというふうに前段階では考えています。

いずれにしても、こうした議論は設置のときの考え方でありまして、委員会が本格的に始まって、委員の皆さんの議論によって修正なり発展していくべきものだというふうに思っています。

それから、裏側のページで、審議の必要性は先ほど申し上げたようなことでありますが、これまで学会会議はどんなことを議論して、あるいは発表してきたのかということについて整理をしてあります。先ほど申し上げました、1950年と67年に声明が出ているわけでありまして。それから、2013年に科学者の行動規範の改訂版が行われて、幾つかの改訂された箇所の1つとしてデュアル・ユースについての項目が付け加わったということでありまして。

これ以外に、例えば1954年のところに、原子力の研究と利用に関し、公開、民主、自主、いわゆる三原則を求める声明が出たということで、これは直接ここには平和利用というのは書いてありませんが、根底に原子力は平和利用する、その上で公開、民主、自主の原則を求めるというのが学会会議のスタンスでありました。それは、それ以後、原子力基本法に結実する等の発展を見たわけでありまして、原子力に関する1つの領域ではありますけれども、流れがあると。

それから2012年、これは科学者の行動規範の中のデュアル・ユースに関する新しい付加の背景として、科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討報告というのが行われて、この中では今度、行動規範を改訂する際にこういうデュアル・ユース問題について入れるべきだということが述べられていて、いわばそれを受けて2013年のデュアル・ユースの付加が行われたということになっています。

大きく言うとそういうことが背景でありまして、今後、国内外のこうした議論も参照しながら、この検討委員会で議論を深めて、一定の結論を出していただきたいというのが幹事会としてこの委員会を設置した趣旨であります。

簡単ですが、設置趣旨については以上とさせていただきます。

○駒形事務局長 ありがとうございました。

それでは、次に委員の皆様簡単に自己紹介をお願いいたします。参考1の名簿順に、まず

井野瀬委員からお願いいたします。

○井野瀬委員 井野瀬と申します。甲南大学の教員です。学術会議副会長を務めております。よろしくお願いいたします。

○小森田委員 神奈川大学法学部の小森田と申します。学術会議第一部の部長を務めております。よろしくお願ひします。

○佐藤委員 東京大学の佐藤と申します。法学を専門にしております。第一部の会員です。よろしくお願ひいたします。

○杉田委員 法政大学の杉田と申します。専門は政治学でございます。よろしくお願ひいたします。

○大政委員 東京大学の大政でございます。名誉教授でございますけれども、二部の副部長をやっております。よろしくお願ひいたします。

○山極委員 京都大学の山極でございます。第二部の会員でございます。よろしくお願ひいたします。

○大西委員 今、趣旨説明をしました大西です。学術会議では会長をしています。あわせて豊橋技術科学大学の学長をしています。よろしくお願ひします。

○岡委員 東京工業大学の岡と申します。第三部の会員です。物理学委員長をしております。物理学分野をやっております。よろしくお願ひします。

○小松委員 九州大学名誉教授の小松です。第三部の会員で専門は防災です。どうぞよろしくお願ひします。

○土井委員 第三部の副部長をしております土井です。情報通信研究機構におります。専門は情報学です。よろしくお願ひいたします。

○花木委員 東京大学大学院工学系研究科、都市工学の花木と申します。学術会議では国際担当の副会長をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○小林委員 大阪大学の理事・副学長、教育担当をしている小林でございます。専門は科学技術社会論、科学哲学でございます。一部の連携会員だったと思います。以上でございます。

○駒形事務局長 安浦先生、よろしくお願ひします。

○安浦委員 (聞き取れず)

(※当日は通信機器の不調により聞き取れず。以下、聞き取れなかった箇所は同様に記す。)

○駒形事務局長 後ほどということで、すみません。

それでは、続きまして、会則第28条の規定により、委員の互選により委員長1名を選出し

ていただきます。その後、委員長から副委員長、幹事を指名していただき、委員会の同意を頂くことになっております。

どなたか、委員長への御推薦はございませんでしょうか。

○井野瀬委員 よろしいですか。

○駒形事務局長 井野瀬委員。

○井野瀬委員 井野瀬でございます。既に今、大西会長が言われたように、4月の総会で随分とたくさんの論点、いろいろな意見が出されました。そこから立ち上がったこの検討委員会で学術会議らしい議論、対話をしていく力を考えて、また、この設置提案書でございますが、この提案書の中身の策定と執筆に尽力されたということを含めて、そして何よりも政治学者として安全保障に詳しいという、その専門性を大きな基準といたしまして、私は杉田先生に安全保障と学術に関する検討委員会の委員長をお願いしたいと思っております。杉田先生を委員長に推薦するという提案です。

○駒形事務局長 ただいま杉田委員に委員長への御推薦の声がございましたが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○駒形事務局長 異議なしということでございますので、それでは杉田委員が本委員会の委員長に選出されました。

では、委員長は杉田委員をお願いいたします。杉田委員長におかれましては、委員長席へお移りいただければと思います。

委員長が決定いたしましたので、以後の進行は杉田委員長をお願いいたします。

○杉田委員長 今御指名いただいて大変驚いておりますけれども、私は、今、井野瀬先生の御紹介では専門性があるということですが、実は余り専門性はございませんけれども、ここで自由な議論をしていきたいということで、その交通整理のようなことでさせていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それで、そういう経緯でございまして、ちょっと副委員長、それから幹事の先生を2名、お願いしなければならないと思うのですが、どなたにもお願いはしておりませんので、今ここにいらっしゃる先生方の中、欠席の方に無理やりということも、もちろん論理的には可能でございますけれども、慣例的にはそういうことは余りございませんので、私が第一部ということで、第二部、第三部の方から副委員長をまず出していただければと思いますが、いかがでしょうか。どなたか、ここで指名とはなっているのですが、自薦していただける方がいれば一

番助かるのですけれども。準備がございませんので。

特にはございませんでしょうか。皆さん、お忙しい先生方ばかりで大変恐縮なのですけれども、第二部で例えば山極先生にお願いしたら余りにも申し訳ないでしょうか。

○山極委員 ちょっと大分、職柄、余り時間がとれそうもないので、できれば大政先生にお願いしたいです。

○大政委員 多分、軍事だと医学関係の方が割と重要な問題があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○杉田委員長 とおっしゃいますと、今日は……

○大政委員 森先生ですね。

○杉田委員長 森先生、今日は。

○土井委員 今日は欠席。

○杉田委員長 御欠席、はい。

○大政委員 御欠席ですか。

○山極委員 欠席裁判は難しいな。

○大政委員 ちょっと難しいですよ。

○杉田委員長 それでは、大政先生、恐縮ですがお願いできませんでしょうか。よろしく願いいたします。

では、大政先生に副委員長になっていただくということで、三部とそれから一部から幹事の先生を選出したいと思います。三部につきましては、本日ビデオ含めて4名の先生ですね。先生も、もちろん入っていますけれども、大西先生を幹事にするわけにはいかないですから、そうしますといかがでしょうか。小松先生、お願いできますでしょうか。よろしいですか。小松先生に幹事をお願いできれば、大変恐縮なのですが、よろしく願いいたします。

そして、一部からもうお一人の幹事ということで、これも幹事会メンバーと余り重複しない方がいいのかなという観点から、恐縮ですが佐藤先生にもしお願いできればというふうに思います。

○佐藤委員 承知しました。

○杉田委員長 では、佐藤先生が幹事。では、そういうことで、よろしく願いいたします。

恐縮ですが副委員長の大政先生、こちらの方へお願いできますでしょうか。

○駒形事務局長 申し訳ございません。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○杉田委員長 それでは、まず議題に入ります前に、速記の件についてお諮りさせていただきます。

この委員会につきましては、大変、社会的関心も高いということもございまして、公開して今日もたくさんの傍聴者の方々が見えているのですが、速記録に関しまして、いわゆる従来の委員会の体制よりも若干体制を完備いたしまして、比較的逐語的な速記録をつくりまして、もちろん発言者の方々に確認していただいた上で公表するというふうな、そういうことを幹事会の方で考えておりますけれども、最終的にはこの委員会の決定で不要であるということであれば、もちろん停止いたしますけれども、この点いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○杉田委員長 よろしいでしょうか。それでは、そうさせていただきます。

では、本日の議題といたしましては3ということで、今後の審議の進め方でございますが、一番重要な点といたしまして、どのぐらいの時間間隔で進めていくのか。これは、もちろん今期末までにはということなのですけれども、もちろん一方で慎重審議が必要だと。それから、先ほど会長からも御提案ありましたように、夏季部会、8月にございます各部の部会、それから10月に総会がございますので、そういうふうなところで時間的にそこまで長くはとれないかもしれませんが、会員の方々と連携会員の方々と議論をすると、こういうふうな機会をもちろんとする必要があると思いますが、これを来年もそういうペースでいくのか、どのぐらいの間隔でいくのかということで、1つの考え方といたしましては、先ほど会長からもお話がございましたけれども、この委員会は経緯としては必ずしも安全保障技術研究推進制度に即応したものではありませんけれども、それをきっかけとしてこの議論が出てきたということは事実ですが、これが27年度から始まって今2回募集がされておりました、来年の春ごろ3回目の募集があるわけなのですが、それより前に何らかの結論が出た方がいいのか、それには余りこだわらず来年の夏とか秋とかぐらいをめどとするのか、そのあたりで進め方がかなり変わってくるのかなと個人的には思っておりますけれども、まず、この締め切りの点につきまして何か御発言、御意見ございますでしょうか。

○大西委員 テクニカルな点も含まれますけれども、学術会議は御承知のように提言等を出す場合には、最後に査読を行って、最終的には幹事会で決めるというプロセスがあります。内容によっては結構ここに一定の時間がかかると。この委員会は来年の9月30日、今期末を終期としていますので、ある程度そこから逆算していくと、来年早々には委員会としての考えがまとまっていないと、なかなか今期で上がるということが読めなくなるのではないかなと思います。

私は今、杉田委員長がおっしゃった安全保障技術研究推進制度、その次回の募集に間に合うようにということについて、本当に必要があるかどうか、ちょっと、必ずしもそう思わない面もありますけれども、しかし時期的には大体そうした時期と同じぐらいにまとまっている必要があるのかなというふうに思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

ほかの御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○傍聴者 発言の前にお名前だけお願いします。分からないので。

○杉田委員長 そうですね。今は会長でした。では、次どうぞ。

○小森田委員 小森田です。学術会議は慎重に審議をするということが必要な場ですけれども、同時に昨今、様々な問題をめぐって時期におくれず適時に意思表示をするようにということが内外から求められています。そういう観点から言うと、やってみないと分からないので目標は絶対ではないと思いますけれども、やはり来年の春の総会ぐらいをめどに、できれば何らかの見解を表明できることが望ましいのではないかと。安全保障技術研究推進制度についても、もしそれを逃すと3回、何も意思表示をしないままに過ぎるという可能性が出てくるわけですので、議論の状況次第ではありますけれども、目標としてはやはり今年度末ぐらいにまとめることをめどにすることが望ましいのではないかというふうに思います。

○杉田委員長 ほかに何か御発言はございますでしょうか。

○井野瀬委員 井野瀬です。いろいろなことを決めていくのは、学術会議の場合は総会なので、来年4月の総会というのは、これは絶対に何かを出さないと、学術会議の意思も決まらないと思います。それからもう一つ、各大学が、あるいは大学で教育、研究を預かっていらっしゃる先生方、特に執行部の方々がどのように反応すればいいのかについての指針のようなものを、この安全保障と学術に関して、特に防衛装備庁の研究推進制度に対してどのように大学として対応すればいいのかの、1つの指標として、この検討委員会を見ていらっしゃる方も聞いておりますので、それが指標になるかならないかはさておき、あるいはそうなりたいという意味を含めて、やはり来年3月末までには、つまり3月末までに何か出すということは、来年の1月、2月あたりには、私は何かを学術会議として、この委員会として示す必要があると思っています。

○杉田委員長 ありがとうございます。

どうぞ、岡先生。

○岡委員 岡ですけれども、質問なのですけれども、何かを出すとさっきからおっしゃって

るのですが、何を出す予定なのかということをやっとやはり議論しておいた方がいいのではないか。それは議論の中で決まってくるものかもしれないのですけれども、提言みたいなものなのか、声明みたいなものなのか、目指すところが何か決まっていなくて、なかなか難しいのではないかと思います。

○杉田委員長 正におっしゃるとおりだと思います。これは何も、私ももちろん会長にも腹案はないと思うのですが、議論の中で場合によっては何も出す必要はないという可能性もあるかとは思いますが、恐らく何らかの文書を出す可能性の方が大きい。それが提言なのか声明なのか、あるいはそれ以外の何かなのか、今、私は個人的にはまだ見えておりませんが、ちょっと今、今日の段階でそこはなかなか詰め切れないのかなと思いつつ、やはり、かなり何か重要な内容を含んでいれば声明ということになりますし、そこはちょっと、なかなか今日では決められないのかなと思いますけれども、何かその点も含めて御発言ありますでしょうか。

○山極委員 京都大学の山極でございます。総長をしている関係上、大西先生も学長をされていますし、小林先生も副学長をされていますね。これは今、国大協でもいろいろ意見が出るところです。まとめるということはしていませんけれども。それから、マスコミ等から学長向けにいろいろな質問が来まして、おたくの大学ではどういうふうになっているのですかと、そういうことの内規はあるのですかと、これから内規をつくるつもりはあるのですかと、そういうような非常に具体的な質問が出てきています。私としては、この日本学会議の討議を注意深く見守りたいという態度を堅持しておりまして、先ほど井野瀬委員がおっしゃられたように、ここの議論を踏まえて何らかの方針を出したい。特に、その公募に応募するに当たっては学長名で出てきますので、大学の学長の責任というのは非常に重いとは思っております。ですから、先ほど議長がおっしゃられたように、この議論がどういう形でまとめられるのか、あるいはまとめられないのかまだ決まっておきませんが、この議論の重みは非常に私どもは重いというふうに感じておりますので、是非ともそういったことを指針とさせていただきたいと思っております。

○杉田委員長 ありがとうございます。

今の関連して何か御発言が。では、小林さんお願いします。

○小林委員 これもやや質問のようなことですが、名宛て人をどう設定してこれを書くのかということは、やはり考えておくべきかと思っております。先ほど井野瀬副委員長から大学の学長に対する指針にも使えるようなという御議論がありましたが、学会議というのは研究者、科学者

のコミュニティですので、そこから発出する文章の名宛て人は誰なのかということは、やはり念頭に置くべきで、例えば国民一般なのか、あるいはファンディングエージェンシーなのか、それとも科学者に対してやるのか、それを全てやるのかというところは一回考えた方がいいだろうというふうに思います。

○杉田委員長 今の点に関しまして、最近のいわゆる提言に関しましては複数の名宛て人を同時に備えている場合がかなり多いです。一方で、例えば省庁にこういうことをやってくださいと。他方で科学者にはこういうことをやってください、国民にこういう認識を持っていただけますかとかですね。ですから、それはどれかを選ぶということでは必ずしもないのかなと思いますけれども、声明という場合にはこれはどうなる。

○大西委員 声明。それぞれの発信の仕方に定義がきちんと決まっているわけではないですけれども、一般的に言えば、提言は誰かにこういうことをやるべきだということをお願いすると。声明は学会が社会に対してアピールすると、どちらかという、そういう感じですね。それから報告という、デュアル・ユースについては報告を出しているのですけれども、これはこの報告の中で行動規範を改訂するべきだと、こういう方向でというので、それを受けて行動規範の改訂が次のステップで行われたのですね。ですから、その辺で議論の煮詰まりで最終的に学会でこの議論の1つの成果をどこに持っていくのかということが議論されていくと思うので、それに応じて発信の形態というのを決めればいいのかというふうに思います。そこは、きちんと、小林先生がおっしゃるように誰に対して何を言うのかということは明確にしておかないといけないのだろうと思います。

○杉田委員長 ちなみに、50年、67年は声明という形をとっております。今、会長から御発言があった2012年は報告であるということです。

さて、それで今……どうぞ、小松先生。

○小松委員 小松です。こういう問題だと、どうしても大学の研究者が何となく対象になるのですけれども、この安全保障技術研究推進制度の募集要項を見ると、応募資格は民間企業とか独立行政法人とか一般法人とかも入っているわけですね。また、この学会にも民間の研究者も当然入っているわけです。ですから、やはりその辺、少し幅広に考えないといけないのかなというふうに思います。

○杉田委員長 名宛て人の点も含めてですね、今の御発言。名宛て人に関しても場合によっては、民間の企業に学会が何か申し上げて聞いてくれるかどうか分かりませんが、一応そういう名宛て人の設定もあるということをおっしゃったのですね。

○小松委員 少なくとも意識はしておかないといけない。

○杉田委員長 はい、分かりました。ほかに何か御発言ございますでしょうか。今の点について。

それでは、その点については、発出の形態についてしかるべき時期にきちんと詰めていきたいというふうに思います。

それで、今までの御発言ですと、今年の末あるいは来年初めぐらいまでに何らかのドキュメントができているということが望ましいということでございますので、どういう頻度で開催するかということなのですけれども、今、設置者の会長の方で内々に7月までは日程を。

○大西委員 そうですね。

○杉田委員長 これは定まっているのでしょうか。

○大西委員 大西です。今日決めていただくことになりますけれども、委員会です。事前の準備として出欠票をとりまして、本日とそれから7月にもう一回、比較的大勢の方が参加できる日程があると。後で事務局の方から報告してもらいたいと思いますけれども、一応そういう準備はしてきました。

○杉田委員長 ありがとうございます。その設定している、今とりあえず設定されている日程は7月28日という。

○事務局 7月28日の17時から19時であれば、今のところ出席としては9名ということで、この時期では比較的、定足を達した人数が確保できているということでございます。

○杉田委員長 仮に7月28日を第2回といたしますと、そういう月1回ぐらいのペースでもし進めていくといたしますと、12月までに、8月にもし定足数がそろうとしても七、八回ぐらいということですか、全部で。

○大西委員 そこまではいかない。

○杉田委員長 こういう進め方で、七、八回もちょっと難しいから五、六回ぐらいの回数ということでよろしいかどうか。いや、もっと月2回やるのだとか、そういう御意見ももちろん現実的に可能性があるかどうかは別として、頻度として、つまり締め切りが仮に12月か1月で、現在始めたということで1カ月1回ペースですと5回か6回ぐらいの審議になりますが、その点については何か御意見ございますでしょうか。

特に、また進めている中でこれはもっとやらなければ駄目だということになれば、そして皆さんの日程が合えば進めるということで、今のとりあえずの見通しとしましては、そういう形で月1回ぐらいのペースで開ければというふうなことの理解でよろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方につきまして、もう少し見通しを付けておきたいのですけれども、先ほど会長から御紹介もあったこの課題の概要というところで、5個のテーマを一応まとめてはおるのですが、これは相互にも関連していますし、また一つ一つの項目の中も実は結構複雑であるかもしれませんが、今、五、六回審議するとすると1つずつやるということなのか、そういう形ではなくて、もう少し相互的にやるかなのですが、ただ、このテーマはかなり私にもわか勉強ではありますけれども、それなりに考えますと、やはりかなり議論を整理してやらないと紛糾するというか、いろいろなところに話が飛んでしまいますと、話がうまく収れんしていかないような気もいたしまして、毎回何か同じテーマをめぐるってやるというわけにもいかないと。

そうするとある程度、今回はこのあたりを、例えばの話、今回は研究資金の問題をやるとか、今回はデュアル・ユースの問題を考えると、そういうふうな形でやりませんとこのアジェンダが処理できないのかなと思いますので、そういうイメージで進めるということは1つ考えられるのですけれども、その前提として、既に先ほどの会長の話にもありましたが、この間、総会等で若干議論していますが、そこでここにいらっしゃる小森田委員の方から部会報告のような形の中で論点整理がされておりましたが、これは1つの出発点として考えてもいいということであれば、次回あたりそれを少しバージョンアップしていただいて、御紹介していただいて、その辺から議論するというのも1つの考え方なのですけれども、まず小森田先生、そういうことはできますでしょうか。

○小森田委員 4月の総会のときに、第一部の報告の中で七、八分でしたか、論点整理ということで5項目か6項目述べました。先ほど大西会長から御紹介のあったこの検討委員会の課題と内容的にはかなり重なると思いますので、それをもう一度、少し補充して話すということでよろしければ。

○杉田委員長 そうですか、はい。

○小森田委員 次回の日程をもう一度確認して、できるかどうか個人的に確認する必要はありますけれども、方向としては可能かなと思います。それでよろしければ。

○杉田委員長 その点について何か御意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。今の委員長の御提案に賛成の意見を申し上げたいと思います。やはりこの問題は非常に論点が多岐にわたっていて、いずれは各回にそれぞれの論点について議論を深めていくという、こういう段階が必要だと思いますが、まずは全体の問題状況を俯瞰的に捉

えておくことは今後の議論にとって大変有益だと思います。日程が合えばということでしたが、むしろ日程を合わせていただいて、是非次回、第一部の報告のときの小森田委員のお話を敷衍していただければというふうに思っております。

○杉田委員長 その点、特にほかに御意見なければ、では、まず次回の1つの議題としてその点をお願いしようかと思えます。

ですから、そうしますと次回はかなり、先ほどの時間設定ですと2時間ぐらいしかありませんけれども、全体を俯瞰して、そこである程度、委員の皆様にも自由に意見を述べていただいて、そうしたらこの辺が検討課題になってくるとか、そういうことを共有できるかもしれませんので、そういう形でまずは次回は設定しようかと思えます。

また、その二、三回議論いたしました段階で、場合によってはほかの学識者あるいは何らかの知識を提供してくださる方をお願いするということも考えられますが、余り最初にお呼びするとその方の意見が全部になってしまうといけませんので、途中から来ていただいてということは思うのですが、何かそのあたりのことについて、とりあえず例えばこういう方に来ていただいたらどうかかというのは、もし今の、もう少し考えてからの方がよろしいですか。

では、小林さんどうぞ。

○小林委員 小林です。先ほど大西会長の趣旨説明のところで、10月ぐらいから幹事会、懇談会で議論を重ねてきたということを御紹介いただきました。そのときに防衛省とか文部科学省以外にも専門家をお招きしたというふうなことを伺っておりますので、そのあたりのどんな議論をされたのかというのは一度披露していただくと有り難いのですが、もう一回、一から同じことやってもしょうがないと思いますので、そのあたりからまずちょっと、次回にでも御紹介いただければと思います。

○杉田委員長 そこを共有する必要がありますので、これも次回ですね。そのときのメモはありましたか。議事録は。

○小森田委員 レジュメはあると思います。

○杉田委員長 レジュメと議事録はあると思いますので。

○小森田委員 議事録はないと思います。

○杉田委員長 議事録はなかったですか。ですから、この間に伺ったのは、防衛装備庁の方にこの制度の趣旨を説明していただいたと。それから文部科学省からは研究費に係る省庁として、他の省庁の研究費をどうお考えなのかということ伺ったということですね。そして3人目には、政治学の西崎先生、西崎文子さんに来ていただいて、アメリカの安全保障研究が大

学等との関係がどういうふうな状況にあるのかを主にお話しいただいたということで、日本としてアメリカの例がどのぐらい参考になるかならないかという話が主だったと思いますけれども。もう少し詳しく次回に資料を用意するようにいたします。

○小森田委員 さっき委員長のおっしゃったことでいいのではないかと思うのですが、論点整理をまずしましょうということなのですが、論点整理の中にはその事実認識にかかわることがあると思うのですね。どういう問題があるかということについて、これは多分、共有できるものではないかと思うのですが、それを踏まえて学会会議としてどう考えるかという判断の問題があって、それはいろいろな意見が当然あり得ると思います。

それで、どなたかお話しするということに、やはり今言った2つの点で、ある程度こちらの側で問題のポイントというものを押さえた上で、適当な方に来ていただいてお聞きするということがいいのではないかと。それが効率的ですし有効ではないかと思しますので、もしばらく先に具体的な案は考えたらいいのではないかというふうに考えています。

○杉田委員長 それでは、その知識を提供してくださる方については、次回以降にまたお諮りするということで、今回はそのような形でこれまでの我々の検討してきた経緯を踏まえてフリーディスカッションということを考えておりますが。

はい、どうぞ。

○山極委員 山極です。先ほど大西会長から5つのテーマが出されたのですが、このテーマって独立ではなくて、それぞれに深く関連するようなものとか、こちらが先に議論すべきだというような問題があるのですね。ですから、それを是非とも次回の論点整理のときに関連性が見えるような形で——もちろんほかの意見もあるかもしれませんが。しかも、決して合意が得られないだろうというところもありそうなので、その辺も踏まえて、議論を進めるための何らかのその方策というのを少し申し出ていただけたら有り難いと思います。

○杉田委員長 もし差し支えなければ、山極先生はこの辺から始めた方がいいというのはございますでしょうか。

○山極委員 そうですね。例えば私は、学長としては差し迫った問題として⑤番があるのですが、ただ、これは最終に残しておいた方がいいだろうと思うのですね。どういう議論があるかによって、要するに機関執行部の判断というのはこれからどうあった方がいいかというような議論が出てくると思うのです。

恐らく、やはり②、③、④というのは相互に関連していて、どういう形で研究が行われてきたのか、これからいくのかという、これは日本だけの事例ではなくて海外の事例もあわせて検

討する必要が出てくるかもしれません。

でも、①番に関しては、これは事実的なものもありますし、考え方もありますし、かなり紛糾する可能性があるなと思います。つまり67年以降、学术界あるいはいわゆる軍事、自衛に関する議論というのはどう行われてきたかという歴史的経緯を踏まえなくてははいけませんし、恐らく考え方も皆さん異なる可能性があるなど。これは決着がつかないかもしれませんね。これが決着してから②、③、④、⑤に移ることは多分できないと思いますので、それはそれでやりながら、でも、具体的に我々が今、討論したい問題は何かということに毎回焦点を合わせて、どこかで一応の目標を立てていく必要があるのかなと思います。

○杉田委員長 今の御指摘は大変貴重だと思うのですが、例えば議論の前提として、次回用意する資料は先ほど幾つか申しあげましたけれども、そのほかに例えば今、国際比較ということも山極先生の御発言の中にあつたのですが、例えば外国のデータとかそういうのを準備しておいた方がいいとか、そういうのを今日御指摘いただければ、それを事務局等にまた準備していただいたり、我々の方で準備をする必要がございます。外国のデータというのは参考になる場合と、ならない場合がもちろんありますけれども、例えばその……

○山極委員 実は先回の学術会議でも少し申し上げたのですが、外国人の研究者や外国人の留学生がこういう研究にどうかかわっていくのか。つまり彼らは日本人ではないので、この日本学術会議の、たとえ声明を出したとしても、それはどういうふうな影響を及ぼすのか。あるいは日本の研究者が海外に行った場合に、海外で研究する場合にこの声明がどういう影響を及ぼすのかというようなあたりですね。そのあたりの議論というのは、やはり資料を持っていた方が。どういう資料が必要かという、海外の研究者は例えばどういう共同研究の中でその倫理とか軍事とか装備とかいうものを認識して分けているのか、分けていないのかというようなところですね。やはり今の国際情勢ですと、そのあたりがすぐに問題になってくるのではないかなと思います。もしそろえられるならば、そういう資料をそろえていただきたいなと思うのですけれども。

○杉田委員長 この留学生の問題、今御指摘の山極先生は総会でも御発言があつたと記憶しておりますが、いわゆる軍事機密等にかかわる可能性があるときに、それは直ちに軍事機密ではなくても軍事機密の萌芽的な云々というときに、留学生とか外国研究者というものの立場を諸外国ではどういうふうに扱っているのかというあたりはファクトの問題ですので、少し調査する必要がございますね。次回までにできるか分かりませんが、ちょっと外国人の地位について資料を用意できるようにいたします。

ほかにございますでしょうか。

○安浦委員 九州大学の安浦ですけれども。

○杉田委員長 安浦先生、先ほど失礼いたしました、つながらずに。今、音声がつながっていますでしょうか。

○安浦委員 よろしいでしょうか。

○杉田委員長 では、安浦先生、まず自己紹介をお願いできますでしょうか。

○安浦委員 発言よろしいでしょうか。

○杉田委員長 発言ですか。はい、では。

○安浦委員 九州大学の安浦です。ちょっと映像を切らないと音声途切れるみたいなので、映像を切らせていただきます。聞こえていますでしょうか。

○杉田委員長 はい、どうぞ。音声、聞こえておりますので、御発言をどうぞお願いします。

○安浦委員 自己紹介ですけれども、6年間、産学連携等での話なんかもやってまいりました。ずっと8年間、九州大学の（・・・）をやっております、情報関係とセキュリティに関して（・・・）とやらせていただいております。よろしく申し上げます。

先ほど、次回からの件ということでございましたけれども、（・・・）1つ経産省が決めているその貿易の（・・・）による（・・・）の基準でもあるので、それについては一度確認していただきたいと思います。（以下、聞き取れず。）

○杉田委員長 安浦先生、申し訳ないですが、今のはちょっと途切れたのですが、小林先生から今。

○小林委員 恐らく、私も申し上げようと思ってたことです。小林ですけれども。現在においても別に研究者は何でもかんでも自由に研究できるわけではありませんし、学術会議の声明がそういう意味での規制力を持っているわけではなくて、そうではないところで規制はいっぱいかかっています。ですので、今どういうところで規制がかかってできなくなる。しないということにしているかということ一度洗い出しておいた方がいいだろうということを申し上げたかったわけで、例えば1つ、ライフサイエンス系なんていうのは、そういう参照指針とか、そういう形でやってはいけないことというのがありますし、法律でやれないようにしていることもあります。

それから今、多分、安浦先生がおっしゃろうとされたのだらうと思いますが、昔だと冷戦体制のときの禁輸、禁止をしていたような輸出の禁止とか、それからそういう何かいろいろとやってはいけないことというのがあって、大学には定期的にどうですかというチェックの、来て

いますよね。そういったものを一度、一覧はしておいた方がいいだろうと。だから、今だって別に好き放題の研究ができるような世界ではもはやないということを確認した上でということをおっしゃりたかったのだろうと思いますし、少なくとも私はそれを確認しておくべきだと思います。

○杉田委員長 先ほど経産省云々とおっしゃったのは、いわゆる貿易に関するエンバーゴですね。でも、今つながったら確認したいと思いますが、この点も資料として準備する必要がありますし、ライフサイエンスの話をおっしゃったのは、これは例えば生命倫理のいろいろな委員会等が現に大学にはあるという、その話ですか。

○小林委員 小林です。法律でまず禁止している事項がありますよね。それから、参照指針という形でライフサイエンス研究に関するガイドラインで規制をかけています。それ以外にも、医療系だとヘルシンキ宣言があります。それから、ヘルシンキ宣言のような形の力はないにしても、やはりラッセル・アインシュタイン声明とかパグウォッシュ会議とか、ああいう形の運動を科学者、物理学者が中心になってやってきたという歴史的事実もあります。もちろん、これは法律的な意味での規制をかけているわけではありませんが、そういうものはいろいろあったのであって、全てが学問の自由によって今でもできるようになっているわけではないし、学問の自由を憲法で保障しているのは日本国憲法ぐらいだったと思いますし、その問題があるので、少なくとも今も一定の規制がかかっているのだということは知っておいた方がいいかなと思います。

○杉田委員長 今の点は主に、先ほどの⑤の項目の個人の研究というものをどこまで規制できるのかということで、既に存在している規制、あるいは規制に類するものを、これは検討する必要は確かにございます。

どうぞ、佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 佐藤です。今の学問の自由ということにも関連して、公開性という問題に関して言いますと、例えば特定秘密保護法の施行の状況といったようなことも関係してくるのではないかと思います。各省庁の中で特定秘密の指定の数を見ますと、やはり防衛省あるいは防衛装備庁あわせて突出をしているわけでありまして、次回でなくても結構ですけれども、いずれ問題となる学問にとって公開性がどのような意味を持ち、そして安全保障の領域でその公開性というものがどのような制約を受けていく可能性があるのか、このことについて十分な認識を持つためにも、特定秘密保護法の運用状況についても一定のファクトを共有していくことが重要なように思いました。

○杉田委員長 これは特定秘密だけでなく、その他の機密も当然関係してきますよね。

○佐藤委員 そういうことになります。

○杉田委員長 どうぞ、小松先生。

○小松委員 小松です。安全保障に関わるということは、もろに政治が関わっているわけですね。この研究助成も以前はなかったのが新しくこういう推進制度が出てきたということですから、防衛省の方の話は幹事会の方で聞かれたということですが、政治の分野の話を書く必要はないでしょうか。何かそれも必要なような気がするのですが。

○杉田委員長 政治とおっしゃるのは、つまりこういう制度を必要ということを考えているような方の御意見。

○小松委員 はい。

○杉田委員長 あるいは関連して財界とか、そういう推進をしているというか、こういうことは必要ではないかという方としては、財界にもいらっしゃる可能性ありますけれどもね。そこは、それは例えばの話ですから、そういう推進派、反対派、両方の意見を聞く機会がもしつくればということもありますけれども。

今、省庁に加えて先生が言われているのは政治、いわゆる政治家のレベルのことですね、1つは。

○小松委員 ええ。いわゆるお役人ではなくて、防衛、安全保障に詳しい政治家です。

○杉田委員長 分かりました。それも今後、必要になってくる可能性があると思います。

ほかに何か関連してございますでしょうか。岡先生、お願いします。

○岡委員 岡ですけれども、いろいろ報道を既にされていますけれども、この防衛装備庁の資金に関しては大学によっていろいろ対応をしているというか、その進んでいる大学と進んでいない大学と全く拒否している大学といろいろあると。そういう状況をやはりちょっと把握して、進んでいてある程度のきちんとした内規というものをつくってやっているところもあると思いますので、そういう情報も集められたら集めて、それも資料として見て、やはり検討する課題にすべきではないかと思います。

○杉田委員長 そうですね。その点も確かにおっしゃるとおりで、我々も散発的にあの大学は何か対応したみたいだとかいうことは報道等で把握しているのですが、もう少し体系的に見る必要があります。

そのほかの点も、また今後議論していく中で出てくるかと思しますので、とりあえず今の段階では、今いろいろ貴重な御指摘を頂きましたので、これをちょっと我々執行部の方で整理い

たしまして、どういう形でこの資料を得ていく。この資料に関してですが、何か分析スタッフみたいな方を募集していましたけれども、あれはどうなったのでしょうか。

○大西委員 事務局から、その経緯。

○事務局 今、事務局の中で学術調査員の公募を行っております。フルタイムの勤務ではなくて、週1日から2日程度で勤務できる方を募集しております。まだ応募が数多くありませんので、少し締め切りを延長はしておりますけれども、あと2週間ほどの間で応募を待つて選考したいと思っております。

○杉田委員長 では、そういう方が来てくださったら、その方を含めていろいろ資料の調査の方をしていただくということでございます。

それでは大体、進め方については今日、大分、方向性が見えてきたのかなというふうに思いますけれども。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 今後の進め方について、基本的な点を再確認しておきたいと思います。佐藤です。

この委員会での審議が、学術コミュニティでも、それから社会的にも大変注目を集めていることの反映だと思いますが、メディアでも報道されていて、一点、気になった報道がありました。この委員会の設置が決まった直後に、軍事研究はしないという学術会議の原則の見直しに向けての検討が始まったという、こういう報道をしたメディアがありました。最初から見直しに向けて検討を始めたということでは決してなくて、見直しの要否、あるいは見直しの是非そのものを議論することから、この委員会のミッションがあるのだということを改めて確認をさせていただきたいと思います。

冒頭の大西会長の御説明というのは、正に白紙で、一定の方向性があるわけではなくて、学術会議がこれまで行ってきた声明の歴史を踏まえた上で議論するということだったと思います。その点について改めてもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○杉田委員長 私の理解は、見直しという日本語自体が割と曖昧な日本語というか、レビューですけれども、見直すというと変えてしまうというふうにとる場合もある。しかし見た結果、同じだったということも論理的にはありますので、先ほど冒頭にもお話ししましたが、ですから、もう一回見たら同じでしたということも含めて、いわゆる議論するという理解、それはここで共有されているのではないかと思います、いかがでしょうか。今の点について何か御発言ありますでしょうか。

○大西委員 これまでのところ、私が発言したりしたことが紙面化されている面もあるので、

今の佐藤委員の御指摘は私も少しお答えする義務があるのかなと思います。

これ自体1つの議論、論点かと思うのですが、学術会議の歴史上は1950年と67年に声明があります。これは17年たっているのですけれども、67年の声明は軍事研究はしないという表題になっているのですけれども、中身、本文では戦争を目的とした研究は行わないということで、内容は50年の声明と同一というふうに私は理解しています。だから、67年の声明はある事件があって、それを契機にして50年の声明をもう一回確認したと、学術会議の記録上もそんな記録があります。ある事件というのは、学術会議も共催した、あるいは後援したシンポジウムか何かがある当時の米軍の一部からバックアップされた、資金的に。という事件があって、それを遺憾とするという学術会議全体のムードになって、もう一度その声明が確認されたという、そういう意味では50年の声明というのが1つのキーになっているというふうに私は理解しています。

それで、見直しというのは私も行き過ぎた見出しの取り方だというふうに思っているのですが、ただ、1950年という、まだ自衛隊が存在しない時期であります。したがって、こうした問題で憲法の解釈とか、あるいは実態としての安全保障に対する日本の仕組みというのは変わってきたというのは事実だと思うのです。そういうことを踏まえて、現段階で50年の声明をどう考えるのかということは、その後、出てきた事実なり出来事を踏まえると、議論の価値があるのではないかとこのように私は思ったわけでありまして。

その意味では、50年のときにはまだ存在しなかった事実が、やはり数十年の間にいろいろな格好で蓄積されてきて、そうしたことを踏まえてどう考えるのか。本来は、こうした重要な問題については、学術会議は節目節目で議論する必要があるのだろうというふうに思うのですが、残念ながら公式な声明というような意味では、少なくとも67年からずっとないわけですね、直接触れているのが。50年と67年がイコールだとすると、六十数年間、余りこの問題に触れてこなかったということなので、その結果どういう問題があるかということ、例えば昨今の、先ほどから出ている防衛装備庁の研究資金が提示されたときに、各大学として行動規範にどう書いてあるのかということを考えても、書いてないと。では、学術会議の行動規範には何か参考になることが書いてあるかということ、デュアル・ユースについてはあるのですけれども、直接その問題に関連するような記述はないわけですね。ですから学術会議としても、もし必要ならば、この委員会の議論が契機となって、行動規範についても加えていくというようなことも必要になるのではないかとこのように考えたわけです。

そういう意味では、学術会議の言っている声明だけではなくて、声明を含んだ行動規範とか、この領域における見解というものが拡充されていく必要があるのではないかと、議論を通じて

ですね。というふうに考えて、こうした委員会の設置が必要だと私は考えたわけです。

ですから、もちろんこういう場で議論するわけですから、ある方向があらかじめ決まっているということはありませんので、おっしゃるとおりその見出しには行き過ぎの見出しがあるというふうに私も認識していますが、問題意識としてはそういう問題意識であったということでございます。

○杉田委員長 どうぞ。

○山極委員 それでちょっと思い出したことがあるのですね。要するに、戦争目的、軍事目的と、50年、67年言いかえているのですけれども、先日マスコミ等でも報道されましたが、米軍の委託金を受けて研究をしていたかどうかということが余り表に出ないまま、幾つかの大学では進行していたということもありました。

これは今度の防衛装備庁の件の対処だけにとどまるのか、あるいは安全保障ですから、例えばアメリカを問わず諸外国からこの種類のデュアル・ユースの公募があった場合に、それも含めて考えるべきなのかというような議論の内容について、少し御意見を伺いたいと思うのですね。これは当然出てくる可能性は十分ありますね。軍事と言ったときに、実は私の大学ではアメリカ軍ということも意識して討論したことがございました。むしろ軍事というのはそっちの方だったのですね。日本は軍を持たないと言っているのだから軍事と言っていないわけですよ。アメリカ軍の依頼による共同研究だったと思いますけれども、そちらの方もあわせて考えるべきなのか、あるいはそれは全くもう論外で、今は日本の防衛省の、装備庁の話だけにとどめるべきなのかという、ちょっとそのあたりを含めて。

○杉田委員長 これは、この設置提案書を御覧いただければ、いわゆる特定の制度を対象としていないということは明確にはなっているかと思えます。ですから今、山極委員から御指摘のとおり、様々なソースから様々な形態でこの問題にかかわるような研究助成等があり得るわけですので、とりあえずこの委員会ではかなり幅広く、この問題にかかわる基金等をどう考えるのかということがアジェンダになっている、そういう認識です。ですから当然、米軍も含めて、あるいはほかの、日本国内でも例えばほかのところから何らかの形で実際には安全保障にかかわる研究が依頼されたこともあるかもしれませんけれども、そういうふうなことも視野に入ってくるのかなと思っていますが。

ただ、それとは違うと。やはりもっとピンポイントでいくべきだという御意見があるとすれば、是非御発言いただきたいのですが、その辺いかがでしょうか。

○大西委員 すみません、今までの経緯ですけれども、今、山極委員が御指摘になった点に関

連して、学術会議の幹事会の中で2回ほど、これまで議論したことがあります。

1つは、前期になりますけれども、NATOからアメリカのNASというアカデミーを通じて、というよりもNAS、アメリカのアカデミーから日本の学術会議に対して共同研究の申し出があったのです。その資金源はNATOの資金だと。テーマは防災ロボット、災害救助ロボットの研究という、そういうのを日米で共同でやると。それをNATOが資金的にバックアップするという、そういう仕組みだったわけです。

そのとき、非公式ではあったのですが、いずれ「うん」と言えば公式な依頼が来るという、そういう状態のときに学術会議で議論しまして、大勢は否定的であったので、それはお断りするというにしました。その断った理由は、災害救助そのものは人道的な観点で考慮の余地があるわけですが、NATOという軍事同盟で、これは日本の自衛隊に比べてはるかに守備範囲が広い軍事同盟で、そこが資金を出すということについて、日本の学術会議は受けるべきではないというような議論がありまして、それはお断りしたということがありました。

それから、これは学術会議では正式な議論になってはいませんでしたけれども、今の安全保障の防衛装備庁の前に、こちらはアメリカの国防総省がやはり災害ロボットについて、これはDARPAですけれども、世界的なコンテストをやるということで、是非日本の研究者にも参加してほしいということで、2回出来事があって、特に2回目についてはコンテストには日本の研究チーム、学生だったと思いますけれども、参加をしたと。ただ、日本側ではいろいろなことを考慮して、DARPAからは一切お金を受け取らないという仕組みをつくって、派遣費用あるいは事前の研究も日本の資金で行って、仮に賞を取っても賞金は受け取らないというような、たしか条件を整えて参加したということだったと思います。

それについて学術会議は見解を出してはいないのですけれども、それが直接、今の防衛装備庁の議論の前段で、この関連で比較的、社会的な話題になったことであります。ただ、もちろん性格的にそのDARPAのやつは災害ロボットという、災害救助という観点でありますけれども、今回ののは少なくとも自衛隊の本来業務に関連する研究開発、基礎研究ではありますが、という違いがあると思います。

○杉田委員長 今の御発言でも、いわゆるこの資金の出どころが安全保障関係のところである場合に、いわゆる安全保障目的となるのか、あるいはその研究目的としてそれが明示されている場合になるのかというあたりが、いろいろ考えるべき点があるということが今の御発言からは見て取れるかと思うのですけれども、その点はとりあえず今の段階では、私どもはこれは広目にとっておいた方がいいのかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

何かほかに、大体議論の方向性は見えてまいりましたけれども、どうしても御発言。

では、岡先生お願いします。

○岡委員 岡ですけれども、少し大西会長が……

○安浦委員 (聞き取れず)

○岡委員 よろしいですか。大西会長が言われたことと関係しているのですが。

○安浦委員 (聞き取れず)

○佐藤委員 声だけだったら、電話でつないだ方がいいのではないですか。

○大西委員 ちょっと今それは。

○岡委員 続けていいでしょうか。1967年の学術会議の決議に日本物理学会が関係しています。これは半導体国際会議に、物理学会が主催した会議だったのですけれども、物理学会はそれで、そのときに決議をして、それにのっって学術会議が同様の決議をしました。物理学会にはその決議というのが学術会議と同じように今でも生きていて、例えば研究者の学術の研究発表においてもその決議が生きているという立場でやっています。ただし、状況がいろいろ変わってきているので、物理学会の対応も少しずつ変化はしているような、個人的には感じがします。言いたかったことは、実際に科学者が研究をしている場というのでは、その学会等というのが非常に大きな役割を果たしているし、そういうところで雑誌発表もするし、また口頭発表もするということなので、やはりその学会等の対応というのもちょっと視野に入れておいた方がいいのではないかと。特に、物理学会はそういう感じで当事者でありましたので、いろいろその後の経緯等があるので、場合によっては物理学会の話聞いてみるというのも、この会議として有効ではないかというふうに思います。

○杉田委員長 この点は物理学会以外に、こういう学会に伺った方がいいとか、そういう何かありますでしょうか。

○安浦委員 安浦ですけど、よろしいでしょうか。

○杉田委員長 安浦先生、どうぞお願いします。先ほどは失礼いたしました。

○安浦委員 すみません。学会の関係では(・・・)総会の際にも申し上げましたけれども、そのサイバーは全く新しい世界なので、ちょっと(・・・)関係する電子の(・・・)よろしいでしょうか。

○杉田委員長 すみません、こちらの音声途切れがちなのですが、先生、とりあえず御発言いただきます。恐縮ですが、お願いいたします。

○安浦委員 音が(・・・)まして、(・・・)の話をおちょっと考慮していただきたいという

のが1点と、もう1点は安全保障という言葉と軍事という言葉が同義的に用いられていることについて、本当にそれでよいのかという（・・・）いただきたいと思います。

○杉田委員長 先生の発言は今、とりあえず一段落でしょうか。1点目はちょっと聞き取れなかったのですが、物理学会の意見を聞いた方がいいという、そういう御指摘だったのでしょうか。

○土井委員 いや、1点目は安浦先生が総会の際にも御指摘になられていましたけれども、サイバーセキュリティという、そういう意味ではこの1967年以降にできた新しいICTの技術で、情報の空間で日々アタック、攻撃があるわけですので、そういう状況はこの1950年、1967年の声明とは違う状況であるというのを認識いただきたいということと、それに合わせて、やはりサイバーセキュリティの専門家である情報処理学会と、もしかしたら電子情報通信学会と言われたのかもしれないのですが、その専門家には是非話を聞いていただいて、1つ大事なのは、この1950年、1967年のときに出しているとき、多分、今もそうなのだと思いますが、国が軍を持ってという、そういう前提でお話をされていると思うのですが、サイバーセキュリティでのアタックは国なのか、どこなのか、悪意を持った個人なのか、それともテロ組織なのか、そういうあたりもちょっとよく分からないという問題を含んでいるので、さらに安浦先生の2点目とかかわると思うのですが、軍事目的という話と安全保障というのを同一で議論してしまうと、サイバーセキュリティのアタックのようなものは軍事でなく安全保障としては考えていけないといけないという話になるので、そのあたりの考慮が必要であるという御意見だと思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。大分、分かりました。

○安浦委員 どうもありがとうございました。

○杉田委員 すみません、何か通訳を介してのような。次回、もうちょっとちゃんとした環境を。それで、今の1点目については正に重要な御指摘で、2点目について、多分これは今後の技術的な議論とかかわってきますけれども、いわゆる警察行動というか警察的なものと、いわゆる軍事的なものとの境目がなかなかよく分からなくなっているという、つまり、例えばそういうサイバーアタックというのもいわゆる犯罪というレベルのものと、それから、いや犯罪ではない、これはもっと脅度が高いといえますか、そういう連続性の問題が恐らくあるのだらうと思うのですが、警察と軍事の関係とか、あるいはその中間的なポリシングとかそういうふうな、その辺の関係もちょっと議論の対象にしていかなければいけないのかなと思うのですが、何かそのあたりについて関連して御発言あれば。よろしいですか。

これは貴重な論点で、ここでは安全保障という問題については、表題では安全保障、委員会

名は安全保障となっていますが、中ではとりあえず民生的なシビリアンに対して、では、何と
言うのか。シビリアンに対してセキュリティというのではちょっと対語にならないので、シビ
リアンに対しては一応ミリタリーということで、民生と軍事という対語にはなっているわけな
のですが、そこは意味内容はちょっと精査していく必要はあるかなと思うのですけれども、何
か。

はい、小森田先生お願いします。

○小森田委員 来週、論点整理をするということなので黙っていたのですけれども、そこで多
分、問題の1つになると思います。小森田です。

その提案の文書の中では、「軍事と学術」というふうにかなり明確に書いてあって、しかし
委員会の名称その他では「安全保障」という言葉が使われています。ですから、言葉の使い方
について、安全保障という言葉はどういう意味で使うかということについての整理が何らかの
段階でされないと、ある意味では無限にテーマが広がります。ですから、そこは割合、早い段
階で交通整理をしておいた方がいいのではないかというふうに私は思います。

安全保障という言葉は非常にたくさん使われますし、それから、もっと言うと「安全・安
心」という言葉も、ある意味で何でも入るような言葉なので、そうしないと、この委員会の明
確なターゲットがなかなか定まらないということになるのではないかと思います。

○杉田委員長 では、大西会長。

○大西委員 今回の議論に関連してですけれども、先ほど最初の紹介のときに、デュアル・ユ
ースについてちょっと触れました。これは、論点の中の②にデュアル・ユース問題というのが挙
げてあるわけです。デュアル・ユースというのは、デュアルだから2つあるということですが
けれども、両用ということですが、学術会議のこれまで定義でさっきも触れましたけれど
も、善用と悪用、正しく科学の成果を使うのと、それを悪用するというのがデュアル・ユ
ースだと。その場合には必ずしも悪用の方は軍事ではないですね。むしろテロだとか犯罪とつな
がっていくわけです。ただ、新聞等でデュアル・ユースが使われる場合には、民生と軍事とい
う分け方が多いと思うのですね。それから I A P、それは国際科学アカデミーの1つですが
けれども、そこでは例えばディスラクティブとコンストラクティブというのでデュアルと言っている
のですね。相当激しい破壊的な使い方と目的と、それから建設的な使い方というふうな分け方
をして。だからデュアル・ユースは、かなり世の中、世界を見渡すといろいろな分け方がある。

その中で、この安全保障と学術というのは、民生か軍事かということに1つ焦点を当てて議
論する必要があるのではないかと。国によっては軍事組織は、日本もそうですが、認められてい

るので、そこから、そこで行われている研究は正当なのだという主張をする、そういう立場もあり得ると思うのですね。ですから、その場合にどの程度の、原子爆弾をつくるのはいけないということであれば、軍事の中である兵器の開発に科学者が加わるのはいけないということになる。では、通常兵器ではどうなのだというような議論がそこではあり得ると思います。

一方で、悪用・善用ということになると、それは悪用なのだから必ず悪いわけですがけれども、犯罪的な目的とか、あるいは人道的に許されない目的を持って科学の成果を使うということに対して、これはむしろ科学者が研究の発表の仕方とか、あるいは研究の仕方について責任を負わないといけないということになるのだと思うのですが、そのデュアル・ユースというのをどう設定するかによって議論の視点が違うことになります。

学術会議の今の項目立ては、①番というのはどちらかというとその軍事組織、軍事というのと民生というのを意識した整理だと思うのですね。ただ、それだけだと落ちる問題があるので、②番のところでは、それだけではなくてもうちょっとデュアル・ユースというのを幅広く捉えた場合に、どういう問題が生ずるのかということもあわせて議論しておく必要があるのではないかということ、私としては考えたつもりです。ここら辺もここでの議論でありますけれども、そういう意味では焦点を絞りつつ、それだけだとカバーできないところが出てくるので、少し広くデュアル・ユースの他の意味、概念についても整理、議論する必要があるのかなというふうに私は感じています。

○杉田委員長 では、井野瀬委員。

○井野瀬委員 悪とか善とかという、あるいは民生か軍事というものは区分できない、あるいは人によって全然違ってくるというところから、いろいろな問題が起きているということを考えると、デュアル・ユースというものの捉え方と会長は今おっしゃいましたけれども、先ほど、山極委員が言われた軍というのが付くということが1つ、どこからお金が出ているかについて、米軍、アメリカ軍の委託金、軍ということをおっしゃいました。

私は今回の問題で言えば、多分、次回以降で、私が今ここでこんなこと言うと余計に混乱させるのでどこかでとめようというふうに、とめようというか、次回以降につなげようと思うのですが、例えば防衛装備庁がデュアル・ユースという言葉を使えるかどうかについて、私自身はとても疑問です。もはや、軍とか軍の1つの日本のパーツである防衛装備庁が、その目的に照らしてファンディングする、資金を提供するというそのものに、デュアルを問うことが正しいことなのかどうなのかということ、これも議論してほしいと思っています。

今回のことも1つの発端になったのが、この装備庁の問題でした。総会でも出たように、資

金の出どころが、例えば文科省であるならば、あるいは内閣府の I m P A C T であるならば、ここまで個人が、あるいは大学執行部なども悩まなかったかもしれません。軍事や安全保障という言葉を考え、定義しながら、この問題を広く議論することは、とても重要だと思います。

その部分はそう思いながら、どこか先ほどのスケジュールにのっとなって、どこかで学会議が何か聴かれることを言うということを考えた場合、どこまで話を拡大するのがいいでしょうか。議論として拡大しても、どこまでそれを抑制的に考えなければいけないのかというのは、別にあるかなというふうに思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

ほかに何か関連して御質問や御発言ありますでしょうか。

それでは、そろそろということで、次回の日程につきまして、先ほどの7月28日の午後5時でよろしいでしょうか。まず、小森田さんはどう。

○小森田委員 試験監督なので、それを途中からでも替わってもらえるかどうか確認しますが、なるべくこちらの方をもちろん優先するようにします。

○杉田委員長 はい、是非お願いいたします。28日の午後5時で、その後のことはやはり、これは今ここでは決められないでね。日程調整。

○大西委員 日程調整はした方がいいと思いますね。

○杉田委員長 そうですか。では、今いらっしゃる方々だけでも。

○大西委員 それはまた事務局を通じてやった方がいいと思うので、ここでやり出すと收拾がつかなくなる。だから、今のでいけば少なくとも12月までとか、あるいは来年の3月までやってしまうという方が確実だと思います。

○杉田委員長 そうですね。では、それは事務的に日程の問題ですので早急をお願いいたします。

では、ほかに特に御発言なければ、本日はここまでとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

では、本日はここまでといたします。どうもお疲れさまでした。

午後 6時36分 閉会